

議会政策討論会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、小松島市議会基本条例（平成21年小松島市条例第15号）第12条第1項の規定に基づき設置する議会政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に、座長1人、副座長1人を置く。

3 座長及び副座長は、第3条第3項に定める会長及び副会長とする。

(幹事会)

第3条 討論会の議事決定及び運営等を行うため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、議会運営委員会委員及び各常任委員会委員長とする。

3 幹事の互選により、幹事会に会長、副会長を置く。

4 議員から討論会で議題にしようとする案件がある場合は、各幹事が取りまとめ、幹事会へ提出する。

5 討論会の議題は、前項により提出された議題をもって幹事会において協議し、決定する。

(討論会)

第4条 討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

2 討論会で意見集約された事項は、議会として行政へ対応方を要請できるものとする。

3 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

4 討論会で議題となった事項に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

(会議録)

第5条 討論会は、議員の意見交換の場であるため、会議録は作成しない。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から施行する。